

## 廃油入りドラム缶等の撤去等に係る行政代執行について（平成19年度実施）

平成17～18年度に実施した個人経営時代のNo.1及びNo.2処分場を対象とするボーリング調査等の結果、多数の廃油入りのドラム缶が、違法に埋立処分されていた事実が判明しました。

そのため、平成19年3月、元経営者個人に対し、廃油入りドラム缶等の撤去等の措置を命じたものの、完了期限までに履行されなかったため、同年7月から12月まで県が元経営者に代わって実施しました。

### 【期 間】

平成19年7月30日～12月21日

### 【ドラム缶確認・搬出状況】

ドラム缶確認本数（本）			ドラム缶搬出本数（本）			
No.1 処分場	No.2 処分場	合 計	平成18年度 からの保管分	平成19年度 の掘削による 確認分	合 計	運搬台数 (台)
1,635	1,623	3,258	1,590	2,338	3,928	152

(注1) ドラム缶確認本数には、平成18年度の試掘調査分を含む。

(注2) ドラム缶搬出本数には、移し替えた分も含む。

No.1 処分場



平成19年8月27日

No.2 処分場



平成19年8月23日